

不法投棄防止用ダミーカメラ入替委託事業に関する仕様書

1 業務の名称

不法投棄防止用ダミーカメラ入替委託事業

2 業務の目的

不法投棄の未然防止のために設置しているダミーカメラの老朽化に伴い、既存のものを撤去及び廃棄を行い、新たなダミーカメラを設置することで、不法投棄防止の抑止効果を図るもの。

3 業務の対象区域

大分県内15箇所

4 業務の内容

(1) ダミーカメラの設置

県が指定する設置場所にダミーカメラの設置を行う。設置箇所については、15箇所を予定。

(2) 既存のダミーカメラの撤去及び廃棄

既存のダミーカメラを撤去し廃棄物として適正な処理を行う。

想定される産業廃棄物の種類は以下のとおり。

- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず
- ・廃アルカリ（特別管理を含む。）
- ・廃酸（特別管理を含む。）

その他の産業廃棄物が該当する場合あり。

また、2種類以上の混合廃棄物の可能性あり。

(4) 成果物の納品

事業終了後は、入替が完了した旨がわかる写真等を添付した報告書と既存のダミーカメラの廃棄にかかる manifests の写しを大分県に提出する。

5 ダミーカメラの仕様等

(1) 屋外で使用可能な耐久性があり、防水・防塵に対応しているものであること。

(2) ソーラーパネル、電池等により、人感センサーによる照明の点灯に必要な電力を供給できるものであること。

(3) 支柱及びダミーカメラの外観については、別添の仕様図を参考とし、仕様に大きな乖離がないようにすること。

6 契約内容

(1) 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

7 打ち合わせ・協議

本業務を適切に遂行するため、業務着手時1回、その他必要に応じて随時打ち合わせ・協議を実施するものとする。

また、ダミーカメラ設置箇所については、各保健所、保健部に確認して設置する。

8 その他

- ・ 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- ・ 設置場所は、県が指定する場所とし、設置場所への運搬は受託者が実施すること。
- ・ 機器の運用に関し、電話、電子メール及び訪問等により援助協力を行うこと。